

## 令和8年度 八代市市民課会計年度任用職員 (パートタイム職員) 募集要項

八代市市民環境部市民課  
〒866-8601 八代市松江城町1-25  
TEL (0965) 33-4110

受付期間 令和8年1月22日(木) ~ 2月6日(金) ※当日消印有効

面接日 令和8年2月15日(日)

### 1 受験資格・任用予定人員等

職種	任用予定人員	業務内容	受験資格
戸籍事務専門員	1人程度	官公庁からの戸籍照会に関する業務及びこれらに関する端末操作業務 戸籍等の住民情報に関する郵便請求・公用請求の受付及び送付業務並びにこれらに関する端末操作業務、その他補助業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・意欲を持って職務を遂行すると認められる人</li><li>・パソコンを用いた資料作成、データ入力等ができる人</li><li>・次のいずれかの要件を満たす人 ア 法務局等において戸籍に関する事務に3年以上従事した者であること。 イ 司法書士業務又は行政書士業務に3年以上従事した者であること。 ウ 八代市職員として、行政事務に3年以上従事した者であること。(臨時職員、非常勤職員、会計年度任用職員、臨時の任用職員及び任期付き職員であった期間を除く。)</li></ul>
マイナンバーカード交付事務補助員	1人程度	マイナンバーカード交付に伴う申請受付、交付事前準備及び交付業務、市内全域への出張申請補助業務、その他補助業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・意欲を持って職務を遂行すると認められる人</li><li>・パソコンを用いた資料作成、データ入力等ができる人</li></ul>

### 【欠格事項】

地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 八代市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 外国籍の受験希望者の皆さんへ

外国籍の方も受験できます。ただし、採用試験に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、採用できません。

### その他

年齢制限はありません。

## 2 選考方法

試験方法		内容
書類審査	申込書による書類審査	志望動機、自己PR、資格・免許、経歴など
面接試験	個別面接 (15分程度)	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します

## 3 試験及び合格発表の日時・場所

区分	日 時	場 所	備 考
面接試験	令和8年2月15日（日） 午前9時～午後4時の間	八代市役所本庁舎 2階202会議室	面接時間は後日文書にてお知らせします
合格者発表	令和8年2月18日（水） 午後3時	市ホームページで公表	合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します

### 【注意事項】

- 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、面接会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。
- 面接試験当日は、なるべく公共の交通機関等をご利用ください。
- 合否については、電話ではお答えできません。
- 試験には基準点（配点の65%に相当する得点）を設けています。基準点に満たない場合は、総合順位に関わらず、不合格となります。

## 4 結果の開示について

この選考の結果については、受験者本人の申出に限り開示します。

開示内容については下記のとおりです。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所及び時間	手続等
受験者本人	試験の順位及び得点	合格発表の日から1ヶ月間	八代市市民課 午前8時30分～午後5時 土・日・祝日は受付できません	受験者本人が受験票を持参の上直接開示場所へおいでください。電話・はがき等による請求はできませんのでご注意ください。

## 5 受験申込手続

申込書の入手方法	八代市ホームページからの印刷	申込書（A4サイズ） *縮小や拡大をせずに1枚の紙に両面印刷すること。	
		受験票（A4サイズ） *縮小や拡大をせずに1枚の紙に印刷すること。	
	市の機関での入手	本庁舎1階 市民課窓口	

	郵送による請求	封筒のおもてに「会計年度任用職員申込書請求」と朱書きし、裏に請求者の住所・氏名を明記し、140円切手をはった郵便番号・あて先明記の返信用封筒（角型3号の大きさ）を同封して、八代市市民環境部市民課あてに請求してください。
申込方法	提出書類	<p>① 申込書 ② 受験票 ③ 受験票返信用封筒（長形3号の大きさ）</p> <p>＜注意事項＞</p> <p>1 申込書（両面）、受験票の必要事項を記入して、署名欄は必ず自署してください。</p> <p>2 写真（<math>\text{タ} 4 \text{ cm} \times \text{ヨコ} 3 \text{ cm}</math>）を、申込書の写真欄に貼ってください。</p> <p>3 受験票返信用封筒に申込者の郵便番号、あて先（「様」を記入のこと）を記入し、110円切手を貼ってください。</p>
	申込先	<p>〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市市民環境部市民課</p> <p>＜注意事項＞</p> <p>1 郵送の場合は、簡易書留又は特定記録で郵送してください。</p> <p>2 発送の控えは、受験票が届くまで保管してください。</p> <p>3 簡易書留又は特定記録によらない場合の事故等については責任を負いません。</p> <p>4 申込書、受験票、受験票返信用封筒以外のものは同封しないこと。</p> <p>5 封筒のおもてに「会計年度任用職員申込書在中」と朱書すること。</p> <p>6 消印が受付期間を過ぎた場合は、受付できません。</p> <p>7 持参される場合は、市役所本庁舎1階市民課へお越しください。（受付時間：午前8時30分～午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））</p>
受験票の交付		受験票は後日返送します。申込書を持参された場合も同様です。 令和8年2月11日（水）を過ぎても受験票が届かない場合は、市民環境部市民課まで連絡し指示を受けてください。 試験日に、受験票を試験場に持参してください。
申込書類の取扱い		提出いただいた書類は選考以外には使用いたしません。 選考の結果不合格となった方の書類については、適切に破棄いたします。

## 6 受験にあたっての注意事項

- (1) 面接中、通信機器（スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末等）は、電源を切っていただくため一切使用できません。
- (2) 面接は、指定された時刻にお越しください。遅れた場合は、面接ができない場合があります。
- (3) 受験資格に定める資格免許取得見込みの場合は、後日提出していただきます。

## 7 合格から採用まで

- (1) 採用は、令和8年4月1日の予定です。
- (2) 受験資格に定める資格免許取得見込みで受験し合格した人で、該当資格免許取得できなかった場合は、採用される資格を失うこととなります。
- (3) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

(4) 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用はすべて条件付きのものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 8 勤務条件

任用期間	採用日 から 令和9年3月31日（予定）まで
再度任用の有無	有 ※再度任用：次年度に、能力の実証を経て改めて任用されること
再度任用の基準	能力の実証の結果や任期満了時の業務量により判断します。
再度任用の上限	有（選考によらない再度任用は2回まで）
勤務地	八代市役所本庁舎1階 市民課内
業務内容	・戸籍事務専門員 官公庁からの戸籍照会に関する業務、戸籍等の住民情報に関する郵便請求・公用請求の受付及び送付業務、これらに関する端末操作業務、その他補助業務 ・マイナンバーカード交付事務補助員 マイナンバーカード交付に伴う申請受付、交付事前準備及び交付業務、市内全域への出張申請補助業務、その他補助業務
報酬 (月額)	・戸籍事務専門員 153,358円 ・マイナンバーカード交付事務補助員 153,358円 このほか通勤距離に応じて通勤費相当額（上限あり）が支給されます。ただし、扶養手当、住宅手当等は支給されません。 一定以上の任用期間・勤務時間の方には、期末手当、勤勉手当を支給する予定としています。 また、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	月曜日から金曜日の週5日、1日5時間45分（週28時間45分） ・戸籍事務専門員 午前9時～午後3時45分（間で1時間の休憩あり） ・マイナンバーカード交付事務補助員 午前8時30分～午後3時15分 又は 午前10時30分～午後5時15分（間で1時間の休憩あり） ただし、業務の都合上、所属長の指示により勤務時間が変更する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
休暇	年次休暇ほか
服務	会計年度任用職員（パートタイム職員）は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定（地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。）が適用されます。